

大手町川端緑道・大手町仲通り 利用申込書

申込日 年 月 日

催事名											
主催											
共催・協賛 その他名義											
催事概要	※催事概要書(企画書)を添付してください。										
利用場所	a. 大手町川端緑道(7号線) b. 大手町仲通り(サウスタワー・ノースタワー側二次街区) c. 大手町仲通り(グランキューブ側三次街区) d. アトリウム(二次街区) e. 大手町川端緑道(6号線)※日比谷通り西側 f. 大手町川端緑道(8号線)※大名小路東側										
利用日時	準備	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
	本番	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
	撤去	年	月	日	時	～	年	月	日	時	
申込者	(社名フリガナ)										
	社名										
	部署名					担当者名					
	〒					印					
	住所										
	電話番号					FAX番号					
	e-mail										
主催者 (申込者と同 一の場合、記 入不要)	(社名フリガナ)										
	社名										
	部署名					担当者名					
	〒										
	住所										
	電話番号					FAX番号					
	e-mail										
使用料	円										
請求先	<input type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> 主催者										
備考											

お申込にあたってのご注意

1. 利用申込に必要な書類は、イベントの場合は本紙と「催事概要書(企画書)」の2通、
撮影の場合は「取材撮影申請書」も含めた3通です。
2. 本申込書ご提出後、ご利用者の都合で利用を取消された場合、以下の基準によりキャンセル料を申し受けます。
本利用申込書提出後から利用日初日より31日前までの取消 : 利用料金の50%
本利用日初日の30日前以降の取消 : 利用料金の100%
3. 催事概要書(企画書)記載事項以外の、または記載事項であっても施設コンセプトに
沿わない内容については詳細打合せ時に実施をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
4. 川端緑道を利用するにあたり、車両の入出庫がある場合においては、安全対策を講じて入出庫してください。
尚、事故が発生した場合は、主催者の責任となります。
5. 別紙「大手町川端緑道・大手町仲通り 場所使用規則」を遵守願います。

大手町川端緑道・大手町仲通り／利用要項

■利用前提

大手町仲通り（私有地）の管理者との取り決めにより、歩専道マネジメント(以下歩マネ)が共催となり得るエリア活性化に資するイベントにおいては場所使用可能。

■利用用途

- イベント催事（街区の活性化に寄与する内容）
- 撮影（ドラマ、CM など）
※原則、クレジットへ街区名称を表示すること

■使用可能範囲※別添函面 A 参照

- a. 大手町川端緑道（7号線）
- b. 大手町仲通り（サウスタワー・ノースタワー側）
- c. 大手町仲通り（グランキューブ側）
- d. アトリウム（二次街区） ※別途ビルの管理規則に従うこと。
- e. 大手町川端緑道（6号線）※日比谷通り西側
- f. 大手町川端緑道（8号線）※大名小路東側

■手続き

- I. 撮影・イベント概要書（企画書）、利用申込書、取材撮影申請書を三菱地所プロパティマネジメント(株)（以下 MJPM）へ提出
- II. 歩マネにて場所使用内容審査及び行政・事業者協議（実施スキーム・使用範囲含む）
- III. 審査・協議完了後、MJPM より申請者へ結果連絡

【申込み期限】

- a/e/f. 大手町川端緑道：道路占有が必要な場合 1.5 ヶ月前迄、道路占有が不要な場合 1 ヶ月前迄
- b. 大手町仲通り（サウスタワー・ノースタワー側）/d. アトリウム：2 ヶ月前迄
- c. 大手町仲通り（グランキューブ側）：1 ヶ月前迄

※上記は目安となります。

イベント・設営の規模や内容によって前後する場合がございますのでご了承ください。

■使用条件

- 催事使用料 ※a～f を合わせて使用する場合も同額。
 - ・300 千円／日（0～24 時） ※内容等により相談可。
- イベント調整手数料
 - ・100 千円／件 ※内容等により相談可。
- 取材撮影使用料
 - ・30 千円／h ※内容等により相談可。

- ・機材の設置等により場所を占有する場合、警察の道路使用許可が必要。

○電気・水道使用料：使用量により別途協議

○撮影可能日時

撮影可能日時については撮影規模・撮影場所により異なります。

(詳細は別紙撮影規模確認フロー参照)

・大規模撮影

- a 大手町川端緑道 (7号線) : 土曜・日曜・祝日・平日早朝及び夜間 (21時～翌8時)
- b/c 大手町仲通り・d アトリウム : 日曜・祝日・平日土曜早朝及び夜間 (23時～翌7時)
- e/f 大手町川端緑道 : 終日可

・中規模撮影

- a/e/f 大手町川端緑道 : 終日可
- b/c 大手町仲通り : 土曜・日曜・祝日・平日早朝及び夜間 (21時～翌8時)
- d アトリウム : 土曜・日曜・祝日・平日早朝及び夜間 (23時～翌7時)

・小規模撮影

- a/e/f 大手町川端緑道 : 終日可
- b/c 大手町仲通り : 平日撮影可
※但し、8時半～9時半・11時半～13時半・17時半～18時半を除く
- d アトリウム : 土曜・日曜・祝日・平日早朝及び夜間 (23時～翌7時)

○許認可取得

<a・e・fを使用する場合>

- ・道路使用許可 (丸の内警察)
- ・道路占用許可 (千代田区)

※取材撮影使用の際、歩行者の交通を妨げない軽微なものである場合、上記許認可は不要

<b・c・dを使用する場合>

- ・ビルオーナー・管理組合許可

<その他> ※場所使用者にて取得

- ・保健所許可 (飲食営業を行う場合)
- ・消防許可 (火器を使用する場合)

■インフラ関係

○電気利用

a・e・f. 川端緑道

- ・契約電力 50kw の低圧受電。(最大使用量)
- ・屋外コンセントボックス：2,000VA (100V)
- ・コンセント盤：4,000VA (200V)、1,500VA (100V)

b・c. 大手町仲通り (二次・三次街区)

- ・屋外コンセントボックス：2,000VA (100V)
- ・コンセント盤：1φ3 20,000VA (100or200V)
3φ3 25,000W (200V) ※接続端子のみ

d. アトリウム（二次街区）

- ・屋外コンセントボックス：2,000VA（100V）
- ・コンセント盤：1φ3 20,000VA（100or200V）
3φ3 20,000VA（200V） ※接続端子のみ

○排水

- ・汚水排水無し（雨水排水のみ）。使用者側で排水タンク等にて管理。

○給水

- ・植栽の散水用水道管（上水）あり。※水道の使用については用途含め要相談。

○ガス

- ・ガス管無し。

○トイレ

- ・大手町フィナンシャルシティノース・サウスタワー及びグランキューブ、または神田橋交差点の公衆便所を利用して下さい。（仮設トイレを設置したい場合は要相談。）

○場所使用範囲の耐荷重

- ・管理車両（4tトラック）まで対応可。

■注意事項

○場所使用許可時間超過

- ・申請・許可済みの場所使用時間を超えた場合、別途場所使用料を頂く場合がございます。
なお、予定時間より利用時間が短くなった場合でも返金は致しかねます。

○アルコール提供

- ・a/e/f 川端緑道及びd アトリウムを使用する場合、イベントでのアルコール提供は不可となります。

○夜間の占用物放置

- ・b/c 大手町仲通り、d アトリウムにおいては原則都度撤去をお願いいたします。
- ・a 川端緑道を使用する場合、夜間の占用物放置の際、警備員の立哨が必要です。

○デザイン・実施内容

- ・使用者が設置するポスター・グラフィック等の各種広告宣伝、各種演出・内装等一切のものにおいて、反社会思想になる内容、人種差別や人権侵害とみなされる内容、その他公序良俗に反する内容やそれらを想起させる内容を掲示・設置することは不可となります。当該内容が発見された場合は速やかな改善・撤去を命じます。

○有効幅員

- ・上記 a~f の何れの場合であっても通行用に最低 1.5m の有効幅員をとるようにお願いします。
※警察・区の指導により上記以上の有効幅員が必要となった場合、それに従うこと。

○ゴミ処理

- ・イベント／撮影による廃棄物は必ず袋または箱に入れ搬出処理し、ビル内塵芥処理室には捨てないでください。
- ・使用后、ゴミが放置されていた場合は、後日、処理費用を使用者へ請求することがございます。

○禁止事項

- ・火器の使用は原則不可です。
※但し、消防より禁止行為解除の承認を取得した場合は検討可能。

○原状回復

- ・退去時は使用者にて原状回復を行い、清掃等も併せて行って下さい。

○損害賠償

- ・当該施設を破損したと認められる場合、事前の申請とは異なる内容を実施して破損した場合等は、当該施設の損害賠償等を請求致します。
- ・使用者が原因である事故等（提供した飲食が原因の食中毒等）は、使用者が責任をもって対応して下さい。

○音響・映像演出

- ・プロジェクターによる映像照射やスピーカー等を設置した音響演出等は相談可能です。事前の使用申請時に音響演出内容が分かる概要書をご提出ください。
- ・プロジェクター等による映像照射は、歩行者や車道走行車両の視界に入らない向きをお願いいたします。
- ・スピーカー等の設置による音響演出の際、実施可能時間は原則以下の通りとなります。
 - a 大手町川端緑道（7号線）・b/c 大手町仲通り
：平日：6時～8時、19時～23時、休日：6～23時
 - d アトリウム ：原則不可
 - e/f 大手町川端緑道：終日可
- ・敷地境界において原則 65 デシベル以下となるようお願いいたします。
 - ※65 デシベル：日常的な会話が遮られずにできる程度の音量。
 - ※音量については内容・音量含め事前に管理会社と現場確認が必要となります。
 - ※実施可能時間内であっても、就業者や近隣住民からクレームが入った場合は即中止とさせていただきます。

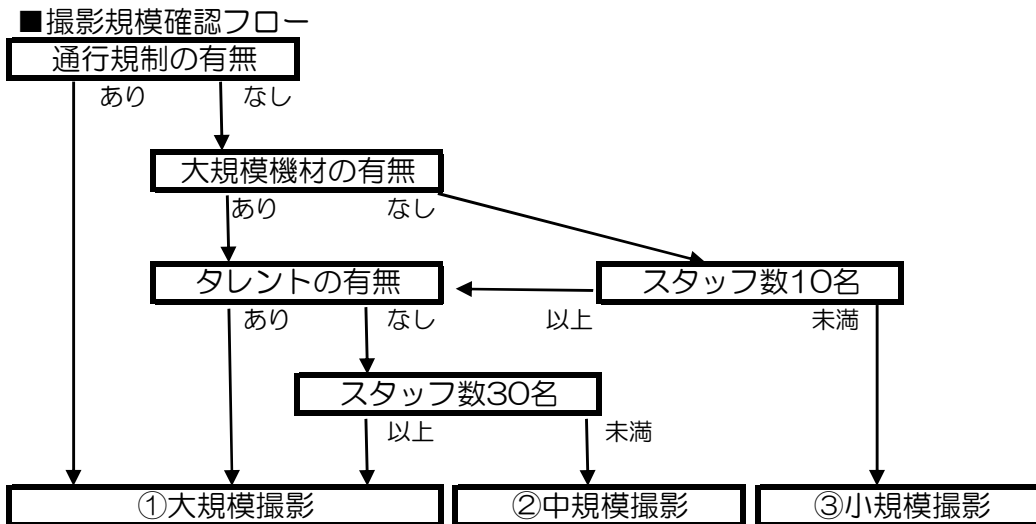
○映像撮影・録音について

- ・当該施設で映像の撮影、録音等を行う場合には、事前の使用申請時に連絡をお願いいたします。
なお、入居テナント名やロゴの記載があるサインボードや星のや東京のエントランスは映り込まないようにしてください。
 - ※トラブルの際には使用者自身の責任で対応をお願いいたします。
 - ※機材を使用する大掛かりな撮影、商業目的（CM、映画等）の撮影等においては別途撮影使用料を頂く場合があります。

○搬入

- ・一般車両、歩行者の通行の妨げにならないように作業を行うことに加え、緑道内に入る際は、必ず誘導員を立て安全対策を講じてください。

以上

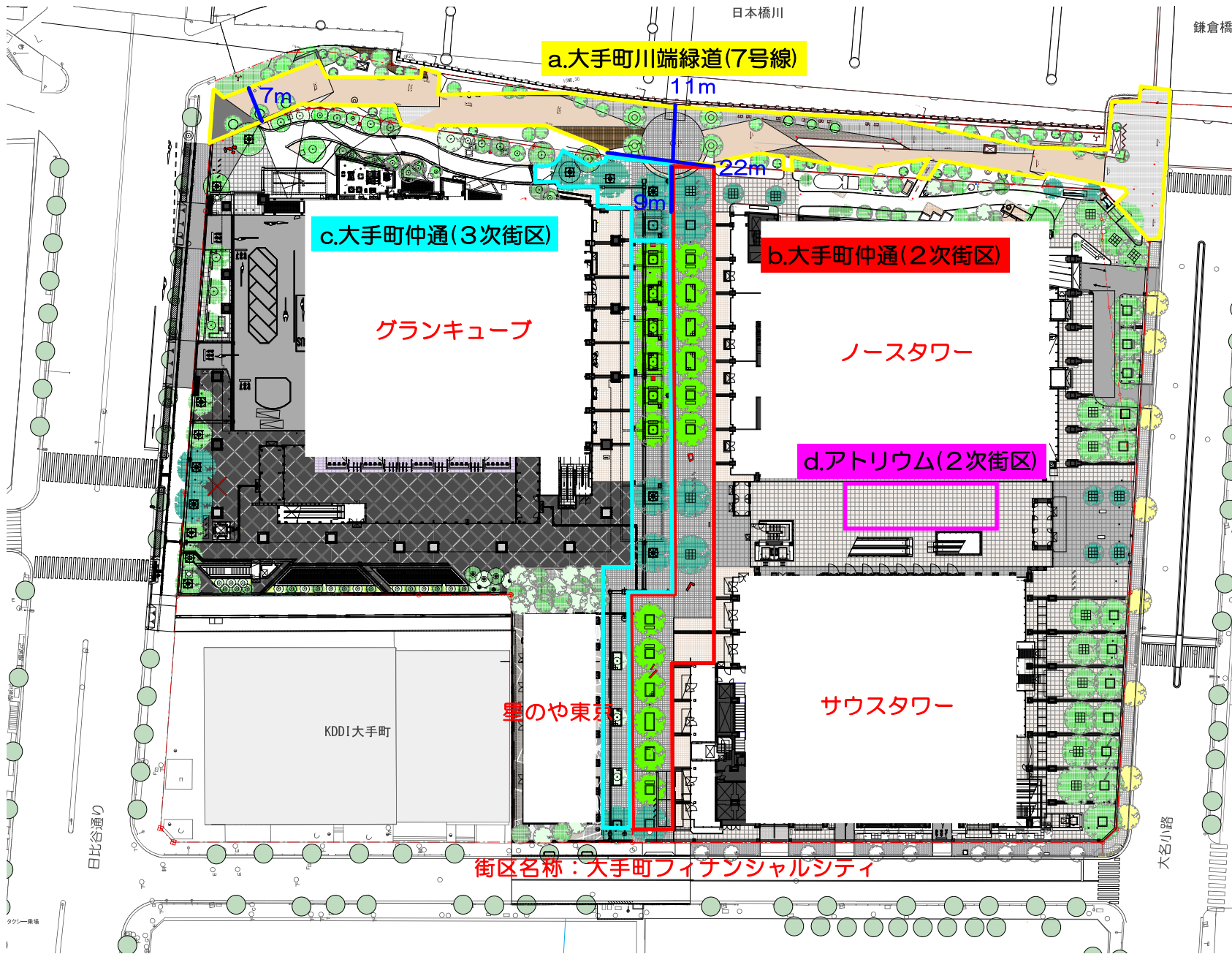


※大規模機材：音響設備、照明設備、自立型カメラ、床設営機材など

※タレント：客観的に見て混雑、混乱が生じる可能性のある人物（場合によっては物品）

■場所使用可能範囲（別添図面A）

2016年3月15日時点
※将来的に記載内容に変更の可能性有り




街区名称：大手町フィナンシャルシティ

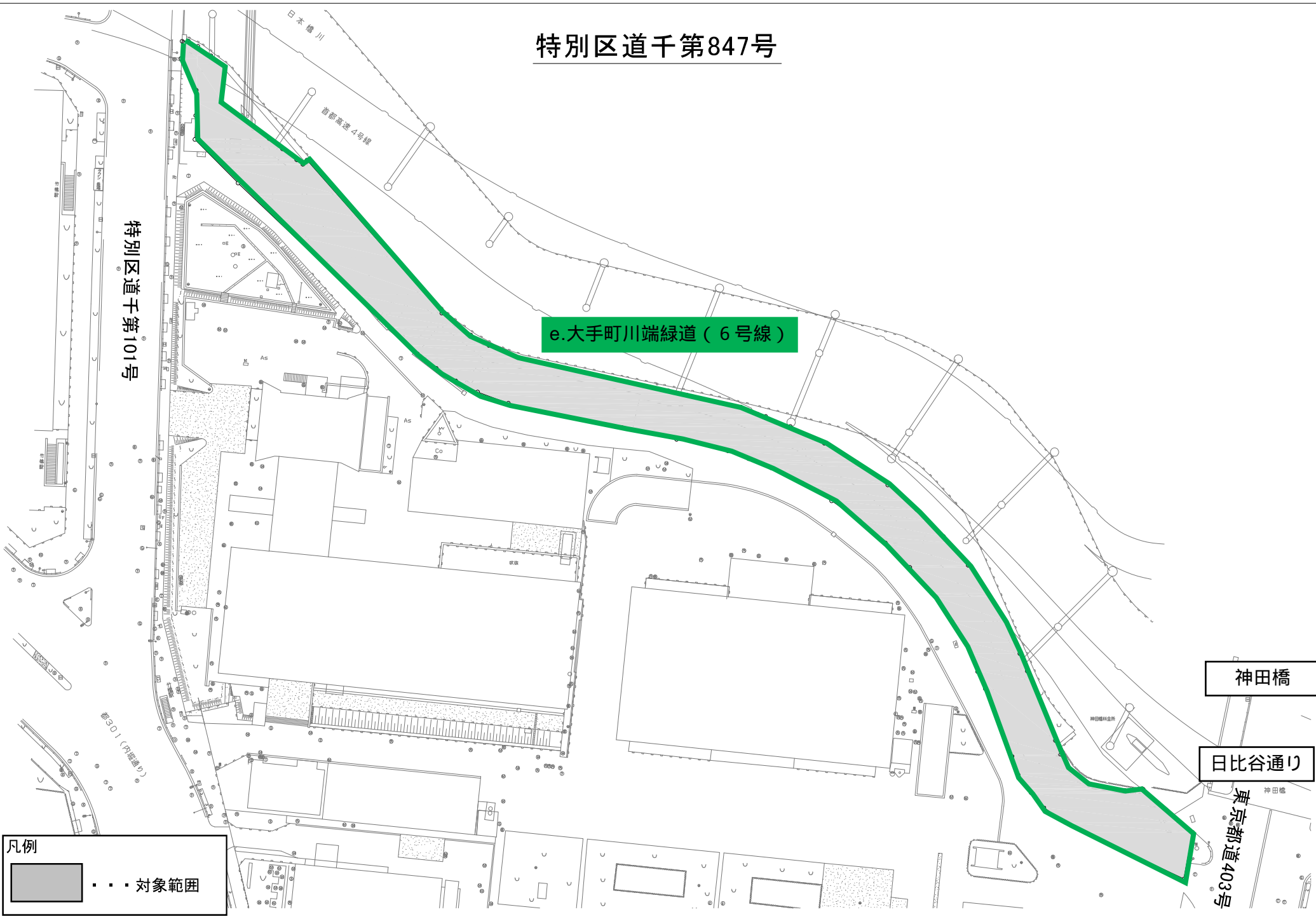
特別区道千第847号

e.大手町川端緑道(6号線)

特別区道千第101号

凡例

	対象範囲
---	------



鎌倉橋

特別区道千第849号

f. 大手町川端緑道 (8号線)

東京都道402号

大名小路

神田橋ジャンクション

日本橋川

首都圏新都市鉄道線

JR

凡例

■ 対象範囲

